

# 第4期茨城県衛生研究所中期運営計画の概要

## 茨城県衛生研究所が取り組むべき政策課題

### 【茨城県総合計画】

#### ○「新しい安心安全」へのチャレンジ

- ・ 県民の命を守る地域保健・医療・福祉（健康危機への対応力の強化）
- ・ 安心して暮らせる社会（安心な暮らしの確保）
- ・ 災害・危機に強い県づくり（健康危機への対応力の強化）

### 【茨城県保健医療計画】

#### ○健康で安全な生活を支える取組の推進

- ・ 健康危機管理の推進
- ・ 感染症対策の推進
- ・ 食の安全と安心の確保対策の推進
- ・ 生活衛生対策の推進

#### ○県民の命を守る地域医療の充実

- ・ 医療安全対策等の充実（医薬品等の安全確保）

## 課題の実現に向けて茨城県衛生研究所が果たす役割

### ○調査研究

公衆衛生及び地域保健に関する調査研究を進め、保健衛生行政の効率的な推進に寄与する。

### ○試験検査

健康被害を未然に防止するため試験検査を行い、食品や医薬品等の安全性を確保するとともに、健康危機発生時の迅速な調査と原因究明を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。また、新興・再興感染症等の突発的な健康危機事案の発生に備えて平時から健康危機対処計画に基づく検査体制を整備し、感染症のまん延防止や健康被害の拡大防止に寄与する。

### ○研修・指導

試験検査技術者の資質向上と人材を育成する。また、保健所職員及び地域保健対策に係る関係者等に対する研修・指導その他の支援を行う。

### ○情報収集・解析・提供

公衆衛生及び地域保健に関する最新情報の収集・整理・解析をして県民及び関係機関等へ提供し、健康被害の発生予防とまん延防止に寄与する。

## 中期運営計画（R8～R11）

### i) 県民に対して提供する業務

#### 1 調査研究

公衆衛生及び地域保健を取り巻く状況や県民ニーズを踏まえて、感染症予防や食品衛生対策等の保健衛生行政の効率的な推進に寄与するため、地域特性に着目した調査研究を重点的に実施するとともに、その他、緊急性があり必要な調査研究についても実施

- (1) 感染症や食中毒における原因物質（ウイルス・細菌など）の同定や感染経路を推定するための調査研究
- (2) 食の安全・安心を確保するため、食品中の残留農薬、食品添加物、自然毒及び化学物質等の分析等に関する調査研究

#### 2 試験検査

感染症法<sup>注1</sup>や食品衛生法等に基づき各事業主管課が策定した実施要項等に従い、危機管理対策上、専門的かつ高度な技術及び設備を必要とする精度の高い試験検査を実施

- ・ 計画検査
- ・ 行政依頼検査（分子疫学解析を含む。）

#### 3 研究成果等の活用促進

- ・ 学会等で発表
- ・ 学術誌や専門誌へ投稿
- ・ ホームページにおける公表
- ・ 調査研究で習得した技術の行政施策における活用

#### 4 広報・情報発信・普及啓発

- ・ 感染症情報センターとしての情報発信
- ・ 医療機関等向けの専門的な相談対応及び情報提供
- ・ 県民等を対象とした出前講座やセミナー等の開催
- ・ ホームページへの年報掲載による衛生研究所業務の発信
- ・ 薬剤耐性対策の推進

#### 5 外部人材育成、教育活動

- ・ 保健所職員、地域保健対策に係る関係者及び医療関係者等を対象とした専門的・技術的研修会等の実施
- ・ 保健所等関係各機関への専門的な助言
- ・ 臨床研修医、学生等の研修受け入れ

### ii) 業務の質的向上、効率化のために実施する方策

#### 1 全体マネジメント

本県における保健衛生及び健康危機管理の科学的かつ技術的中核機関として、新興・再興感染症や広域化する食中毒の発生等に備えるため、次のことに取り組む

- (1) 「健康危機対処計画」に基づく体制の整備及び実践型訓練の実施
- (2) 検査機器の整備・更新及び人員確保に努め、検査体制を維持・強化
- (3) 公的認定試験検査機関としてPIC/S<sup>注2</sup>、GLP<sup>注3</sup>に対応できる品質保証体制を整備
- (4) 外部精度管理へ参加・内部精度管理の実施
- (5) 病原体、毒劇物等の安全管理を確保し、暴露及び事故を未然に防止
- (6) 定期的な進捗管理及び外部評価により、業務の見直し改善を行い、研究所全体を強化

#### 2 他機関との連携、調査研究費の獲得

- ・ 地方衛生研究所間の連携体制を確保するとともに、国立研究機関や大学、その他の研究機関等と共同研究・研究協力を通じて連携強化を図る
- ・ 外部資金の獲得・活用を図る

#### 3 県民ニーズの把握

- ・ 県民生活の実態を把握している関係機関等と意見交換し、現場ニーズを把握
- ・ アンケート等を通して県民から意見を聴取するなど、県民ニーズを把握

#### 4 内部人材育成

- ・ 技術研修会、学会等へ参加及び修学機会の確保
- ・ 所内研修及び伝達講習の実施

注1 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）

注2 PIC/S：Pharmaceutical Inspection convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme

注3 GLP：Good Laboratory Practice